

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和3年3月22日付、橋総第490号をもって追加議案1件が、議会運営委員会委員長 岡本さんから、令和3年3月11日付をもって議案2件が、文教厚生委員会委員長 小西さんから、令和3年3月19日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において9番 南出さん、16番 樽井さんの2人を指名いたします。

日程第2 議案第26号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第2 議案第26号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）それでは、本委員会の付託の案件は、審査の結果、議案第26号の条例でございます。

それでは、委員長報告をいたします。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第26号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例についてを審査するため、3月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第26号は、全国的に新型コロナウイルス感染症を原因とした誹謗中傷等が行われていることを踏まえ、感染症を原因とする誹謗中傷等の人権侵害を未然に防ぎ、市民の全ての基本的な人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりの取組を推進するものである。

委員から、既に施行されている橋本市人権尊重の社会づくり条例（以下「人権尊重の社会づくり条例」という。）は人権全般に関する施策を総合的に行うことを目的とした条例で、またその条例に規定している橋本市人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）において新型コロナウイルス感染症を原因とした誹謗中傷等を含むあらゆる人権侵害に対する審議等が行われるのであれば、本条例は必要ないのではないか とのただしがあり、人権尊重の社会づくり条例は理念的な条例で、具体的な取組まで明記していないことから、個別の人権課題に対し必要性があれば個別の条例を制定し、具体的な施策を進めるべきであると考えている との答弁がありました。

本条例案の作成にあたり罰則規定を設ける

ことは検討したかとのただしがあり、条例ではなく法による規定が適当と考えており、和歌山県とともに国に対し法的整備を求め働きかけているところである。本条例案では段階的に指導、助言、勧告に係る規定を設けているが、勧告措置にまで至ることがないように誹謗中傷等の防止の啓発に努めるとの答弁がありました。

第10条（相談体制の充実）に関する市の対応についてただしがあり、現在、人権・男女共同推進室の職員、女性電話相談窓口、または市文化センターの職員による相談体制を取っている。また、人権擁護委員に人権に関する相談対応の研修を受講いただいた上で、月に1回程度、相談窓口を開設し対応いただいているとの答弁がありました。

感染症を原因とする誹謗中傷等の相談窓口開設に係る市民への周知についてただしがあり、案内チラシを新聞折り込みや全戸配布することにより周知したとの答弁がありました。

第11条に規定しているインターネット等における感染症に係る誹謗中傷等の書き込み等の監視についてただしがあり、職員により週に1回から2回程度、インターネット上に書き込み等がないか調査している。なお、これまでは本市においては、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等は見当たらないとの答弁がありました。

感染症に係る誹謗中傷等は誰が判断するのかとのただしがあり、基本的には人権・男女共同推進室が情報収集をした上、庁内で組織する橋本市人権行政推進本部会議に諮り、最終的にはその会議において市長が判断する。なお、判断が難しい案件については、弁護士を含む委員から成る審議会の意見等を伺う場合もあるとの答弁がありました。

差別問題は様々ではあるが、インターネッ

トによる誹謗中傷等を専門とする弁護士によると、プロバイダーに対しプライバシー侵害やサイトの規約に違反する書き込み等について、名誉毀損による削除要請を行うことは、表現の自由を制約することにつながりかねないとの見解があるが、そもそも市が削除要請をすることは法的に可能かとのただしがあり、インターネット上の書き込み等に対し、市はあくまで削除要請を行うのみで、削除の判断についてはサイトの管理者に委ねられている。また、本条例案については市の顧問弁護士と相談した上で作成しており、他自治体においても同様に規定している事例があることから問題がないと考えているとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等があってはならないということの大前提に申し上げるが、人権尊重の社会づくり条例が既に施行されており、女性や高齢者、人種等あらゆる人権について誹謗中傷等がある中で、本条例のように特化した条例を制定することに問題がある。また誹謗中傷等をなくすために勧告することは真の解決につながらず、むしろ市民に正しい知識と理解を深めてもらい、これを広げていくことに注力すべきであると考え、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、国内においても多くの方が苦しみ、また医療・介護従事者等におかれては対応に尽力いただいている。そうした状況で、本条例は市民に今後の人としての在り方の骨格を示していただいたと認識しており、本市が進むべき方向が見えたようにも感じている。今後も条文については知識を深めていく中で色付けする内容が出てきた際は都度、改正し、より良い条文となること

を要望し、本議案に賛成するとの討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）おはようございます。

議案第26号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染者等に対する誹謗中傷は決して許されるものではありませんが、県の条例、橋本市人権尊重の社会づくり条例で十分対応ができますし、既に対応してもらっています。また、誹謗中傷に当たるかどうかの判断が公平かどうか不安がありますので、反対いたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）おはようございます。

私は本条例に賛成の立場で討論いたします。

この条例は、全国的にコロナウイルス感染症を原因とする誹謗中傷などが発生していることを踏まえ、感染症を原因とする誹謗中傷などの人権侵害を未然に防ぎ、市民全ての基本的人権が尊重されて、安心して暮らせるまちづくりをめざすための取組を推進するものであります。また、この条例は新型コロナウ

イルス感染症だけでなく、今後も発生する可能性がある感染症法に基づくあらゆる感染症を対象とした、全国的にもまれな条例のつくりとなっております。

この新型コロナウイルスに関係する人権対策については、既に県におきまして、和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例を制定しております。昨年、12月24日に施行されてございます。しかし、誹謗中傷等を行った者に対する指導や助言、勧告などを都合よく県任せにするのではなくて、本市として主体的にこの課題に取り組む姿勢を示した条例であると考えております。

一方、市民からの意見等を反映するためのパブリックコメントの内容を拝見していると、条例制定の必要性が伺えるような意見が多くございました。また、今回の私の一般質問においても、今後ワクチン接種が徐々に進んでいけばワクチンを接種しない人、したくてもできない人等が出てくることになり、そうになると接種しない方々に対する差別的な取扱いが起こってくることも懸念されるが、市の対応はどうか、どう考えているかとのただしに対し、市としてはこれからの方々が不利益を被ることのないよう、教育、啓発にしっかり取り組むとともに、誹謗中傷を把握したときには市として指導や助言をしっかり行っていきたいという答弁を頂いたところでございます。条例という明確な後ろ盾に基づき、教育、啓発をはじめ、行政指導等をしっかり行っていただきたいと思っております。

私は常日頃より人権侵害を防止するためには、やはり大切なことは未然に防止するということであると考えており、またそこに力を注ぐことが今市民の皆さまが求めていることであると思っております。この条例が可決されることが橋本市民にとって人権が尊重され

るまちづくりにつながると考えておりますので、議員各位におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第39号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について から、日程第6 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（土井裕美子君）日程第3 議案第39号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について から、日程第6 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）おはようございます。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第39号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、議案第46号 市道路線の認定について、議案第47

号 市道路線の廃止について、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第39号は、本市の企業誘致活動の推進、またあやの台北部用地の早期分譲をめざすため、奨励金の対象となる誘致対象業種に特定物流施設を追加するとともに、この条例の執行について令和8年3月末まで延期するものである。

委員から、あやの台の住宅用地から工業団地への道路沿いにある南海電気鉄道株式会社が所有している土地に今回の対象業種が立地された場合、奨励金の対象になると考えてよいか とのただしがあり、対象業種の進出場所については地域を限定しておらず、市内全域を対象としている との答弁がありました。

あやの台の住宅用地の一部に特定物流施設が誘致されると、交通量等も大きく変わることから、住民が不安を感じていることについて ただしがあり、南海電気鉄道株式会社が以前より土地利用の見直しを検討し、その中で物流施設等の誘致も計画していると聞いている。今回、市道あやの台北線の南部分についてのことと思われるが、土地利用の見直しについて住民説明会を2度行うなど、計画を進めていると聞いている との答弁がありました。

議案第46号は、丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路、及び橋本市営住宅長寿命化計画において、令和10年3月までに用途廃止することになっている橋本市営住宅兵庫団地において、建築基準法第42条の規定を満たす市道として管理継続する必要がある団地内道路、並びに、平成20年度から平成26年度にかけて実施された県営中山間地

決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 市道路線の廃止について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について から、日程第10 議案第45号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について までの4件

○議長（土井裕美子君）日程第7 議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について から、日程第10 議案第45号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第32号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第36号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第45号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改

正する条例について を審査するため、3月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

議案第31号は、平成30年度の国民健康保険制度改正に伴い、県に対し納付金を納めるため、毎年提示される本市標準保険料率に基づき国民健康保険税を課税する必要があるが、当該保険料率と現行の所得割、均等割、平等割税率には開きがあることから、当該保険料率に近づけるための各税率の見直し、及び地方税法の改正に伴う国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の改正を行うものである。なお、国民健康保険事業基金を計画的に繰り入れ充当することで、大幅な負担増がないよう激変緩和を行うとともに、財政運営の健全化を図ることとしている。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第32号は、第8期介護保険事業計画の策定に伴う令和3年度から5年度までの第1号被保険者の介護保険料の見直し、全11段階ある保険料段階中第7段階から第10段階までの各区分における基準所得金額の見直し、及び平成30年度と令和2年度における税制改正が保険料の算定に影響が生じないよう見直しを行うものである。

委員から、市町村単独による介護保険制度の安定的な運営が厳しくなっている中、広域的な運営方法等の検討は行っているか とのただしがあり、広域化等の検討は現在行っていないが、事業計画の見直しのたび、持続可能な財政運営については課題となっており、国や県に対しそれぞれの負担割合の引上げを求め働きかけているところである との答弁がありました。

議案第36号は、令和3年度から市立保育園

において、土曜日給食の提供を開始することに伴い、一月当たりの給食提供日が20日から25日に増えることから、主食費用を月額800円から1,000円に変更するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第45号は、初診時選定療養費制度の目的である地域医療の機能分化の推進と、市民病院の受診には原則、紹介状が必要であることを認識いただくため、かかりつけ医等で紹介状取得に必要な費用と近隣の医療機関の状況を勘案し、初診時選定療養費を780円から2,200円に引き上げ、明確化するものである。なお、施行日については周知期間を設けるため、令和3年10月1日としている。

委員から、現行の初診時選定療養費における料金設定根拠について ただしがあり、平成18年から徴収しているが、診療報酬点数において紹介加算が250点、金額にすると2,500円であり、そのうち3割の自己負担分750円に当時の消費税率を乗じている との答弁がありました。

本条例案が可決された場合の周知方法について ただしがあり、現状、紹介状がない場合には初診時選定療養費を徴収する旨、病院内に掲示しているが、本条例案が可決され増額することになれば、さらに目立つよう工夫し掲示するとともに、広報等により周知を図る との答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

県から提示された標準保険料率に合わせるのではなく、基金を繰り入れることで徐々に標準保険料率に合わせていくというのは値上げ幅を抑えることができ評価できますが、提示されたモデルケースでも200円から1万500円の値上げの提案です。国民健康保険税はもともと所得の割に高く負担が大きく、少しでも安くしてほしいという市民の願いに反するものなので、反対いたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）皆さん、おはようございます。

そしたら、議案第45号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

初診時選定療養費は、市民病院のように200床以上の病院の場合、徴収が可能となっているだけで義務ではありません。市民にとって市民病院は、公立病院としていつでも診察してもらえる病院として利用しています。橋本市民病院は理念と基本方針に基づき運営されています。理念では、医療を介して地域の発

展に尽くします、また心の通う医療で地域住民の健康の保持・増進に尽くすとあります。また基本方針には、患者の権利を尊重し、理解と納得に基づいた信頼される医療をめざします、また公共性と経済性を考慮し、健全な病院経営に努めますとあります。

紹介状持参の場合、不利益にならないようにすることが必要であると思いますが、2,200円というのは和歌山県内の公的病院のうち、該当する病院の中で一番高くなります。780円から一気に2,200円という大幅な値上げになり、現時点では徴収が義務化ではありませんので、反対いたしたいと思います。

以上です。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 令和3年度橋本市一般会計予算について から、日程第23 議案第25号 令和3年度橋本市病院事業会計予算について までの13件

○議長（土井裕美子君）日程第11 議案第13号 令和3年度橋本市一般会計予算について から、日程第23 議案第25号 令和3年度橋

本市病院事業会計予算について までの13件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

令和3年度予算審査特別委員会委員長 13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第13号から議案第25号までの令和3年度各会計予算13件の審査結果について報告いたします。3月12日、15日、16日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。審査結果については次のとおりです。

まず、議案第13号と議案第14号は、いずれも賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号から議案第20号までは、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号と議案第25号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会の審査結果報告を終わりますが、詳細については後日、委員会記録をご高覧くださいますようお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

この際、報告いたします。

議案第13号 令和3年度橋本市一般会計予算に対しては、議員 小西さんと堀内さんから修正の動議が提出されております。修正案はお手元に配付いたしております。

この際、修正案の説明を求めます。

14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）今回の内容は、大きく2項目を一つまとめにして修正動議を出させていただきました。

まず一点目は、公民館、郷土資料館建設に要する経費についてであります。本市にははぐくむ条例、いわゆる自治基本条例があります。そこには、近年、人口減少や少子高齢化がますます進展してきたことから、市民の皆さんの自主的なまちづくりを支援し、市民の皆さんの力を生かした協働のまちづくりをこれまで以上に進める必要性が増してきましたとうたわれております。これら、おっしゃるとおりで、これからの橋本市を持続可能にしていく手段であり、この市の根幹であると考えています。

過去の私のはぐくむ条例についての一般質問でも、地域運営組織の拠点が必要であり、その選択肢に公民館や小学校なども選択肢の一つであると答弁を頂いており、今後、拠点整備が必要になってくると考えます。まさしく地域のコミュニティの場が必要とのことです。

一方、公民館はこれまでの社会教育、生涯学習だけではなく、避難所の機能であったりと様々な役割が増えてきています。それもまさしくコミュニティの場であり、地域の根幹

となっていることが考えられます。それぞれ今後、地域の拠点として、ITなどを用いて市役所に来なくてよい市役所、行政サービスを地域の拠点で行うなど、様々な可能性を秘めている施設と考えています。にもかかわらず、今回の公民館建設においては、はぐくむ条例を所管する総合政策部と教育委員会とは全く議論がなされることなく場所が決定されていることに最大の危機感を持っており、地域の未来を考えればしっかり議論するべきだと考えます。

議案審議での市長の答弁でありましたように、小学校の空き教室の課題もあり、地域の拠点づくりが必要だとおっしゃっていただきました。おっしゃるとおりだと思います。ですから、これからの地域の未来を考えたときには、これらの視点も踏まえられた限られた資源で最大の効果を出すために、いま一度立ち止まって建設について議論をする必要があります。

私は新しい公民館建設に反対なのではありません。議論を尽くされないまま、未来のビジョンを示されないままの約11億円の建設に反対をしているのです。様々な視点で未来を見据えて議論した結果、今示されている場所に決まったことであるならば反対はいたしません。皆さまもご承知のとおり、箱物は一回建設すると、この先約50年の地域の形を決めてしまうものです。一度建設すると後戻りはできません。いま一度立ち止まって未来のまちづくりを再度皆さんと一緒に考えて、未来への責任を果たしたいと考えています。

次に、二点目の給食センター建設についてです。今回の予算は旧給食センターの解体費用となります。この解体費用の背景には最適化事業債の期限があり、期限までに解体または売却する必要から予算化されていることは承知しています。アスベストの関係などで少

しでも早く予算化しておく必要性は理解しておりますが、最悪、まだ次の議会の予算化でも解体には間に合うと私は考えています。

以上のことから、まだ多少なりとも期限があるとするならば、市民の税金で約8,000万円の解体費用を使うより、売却の努力をしていただきたいとの思いで修正案を出させていただきました。

以上の理由から、議案第13号 令和3年度橋本市一般会計に対する修正動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いたします。

○議長(土井裕美子君)説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

16番 樽井さん。

○16番(樽井豪男君) それでは、まず当局に伺いたいと思います。

今回の修正案について、予算の組立て等のまず不備はないかというのと、また修正することによって影響についてのみ答えてください。まず売却については、今後いろいろ継続してやればいいのかと思うんですけども、この予算についてのスケジュール等、またもう一つはこれができなかった場合、市としては市債をいくらぐらい返さなアカンのかというのを教えてください。

○議長(土井裕美子君) 財政課長。

○財政課長(井上稔章君) ただ今のおただしにお答えいたします。

まず、予算組みといたしましては、不備はございません。

次に、地方債の返還についてというようなおただしだったかと思うんですが、本起債は平成28年度、それから平成29年度におきまして公共施設最適化事業債、それから平成30

年度におきましては公共施設等適正管理推進事業債を借りて、給食センターの新センターの建設を実施しております。あまり細かい説明ははしょらせていただきますが、この建設に係る部分につきましては面積が縮小しておることが要件になっておりますので、この起債に対する交付税の措置がなくなるといようなデメリットがございます。その部分に関しましては、借りた起債が約8億円、交付税措置が50%ということですので4億円程度の、面積が縮小しなければ、影響が出るという現状でございます。

以上です。

○議長(土井裕美子君) 教育部長。

○教育部長(阪口浩章君) 続きまして、予算措置、今回の修正案に対する影響はないのかということについてお答えをさせていただきます。

まず、旧学校給食センターの解体についてですが、設計期間に約6カ月、工事期間につきましては最長で12カ月間を想定しています。設計についてはアスベスト調査も含めており、設計費用が出た段階で予算を補正する必要も出てくる可能性がございます。議会への提案、入札、契約期間などを含めると、令和5年3月までは工事期間を見ておく必要がございます。

今回、起債の借入れによる処分の期限ということで令和5年8月というのがあるんですけども、平成30年12月におきまして地元区から、早期の処分の要望も受けてございます。また、アスベスト等を含む老朽化した建物ということも想定されますので、やはり地元地域の安全の確保という観点も勘案し、令和3年度当初予算に計上し、速やかな予算執行に着手する必要があると。予算措置の遅れにつきましては、解体スケジュールに支障が出てくると考えております。

なお、解体工事に係る経費におきましても起債の借入れを予定してございまして、この起債については、現時点では令和3年度までとなっておりますので、財源においても影響の出る可能性があるというふうに考えてございます。

次に、公民館、郷土資料館建設についてでございます。紀見地区公民館が昭和56年、それから郷土資料館が昭和48年、あさもよし歴史館が昭和51年の建築年となっており、老朽化が進んでいる建物でございます。かねてより対応は市のほうで検討してきた中で、早急に建て替えが必要な施設としてございます。この3館につきましては複合化をめざしておりますので、今回は基本設計、それから実施設計として、期間が2年間要すると考えてございます。また、工事期間の1年から2年ということで、公民館部分については3年程度、また資料館部分については4年程度を要すると計画してございます。特に公民館の建設につきましては、令和元年10月、紀見地区区長会より旧紀見小学校を建設候補地とする要望書も提出されております。

また、この3館につきましては本市議会におきましても、一般質問等で今後の整備方針のただしをいただいております。したがって、早々に設計等の業務に着手したいというふうに考えておりますので、予算措置の遅れにつきましては、早期に建設を願う地元住民の期待にそぐわないということも含めまして、影響が出てくるというふうに考えてございます。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

1番 岡本さん。

○1番(岡本安弘君) それでは、一点だけ提出議員にお伺いいたします。

公民館の場所の選定等々について、先ほどご説明いただきましたとおりですけれども、

総合政策部局と教育部局について議論がなされていないのではないかというふうなご説明を頂いたわけですが、その点について紹介議員のほうはどういった点について議論がなされていないのかと感じた部分についてお伺いしたいのと、それについて総合政策部、教育部局に対し、その旨のお話もされていることであると思っておりますけれども、それについて当局のお答えはどういったものであったのかをお伺いいたします。

○議長(土井裕美子君) 14番 小西さん。

○14番(小西政宏君) ご質問ありがとうございます。さきの委員会でも、議論はこの1年間ぐらいですかね、してまいりました。その中で地域の運営組織の観点で、コミュニティという位置付けで建設の場所を選定する上で議論したのかということ委員会でも質問させていただきましたところ、その論点についての議論はなかったというふうに当局から答弁を頂いております。公民館単体でのコミュニティという位置付けの話の中では、コミュニティという中で公民館としてどうあるべきかというのは教育部局の中で議論しているとは聞いておりますけれども、私が議論していないということは何なのかというところは、地域運営組織、これからの拠点、コミュニティの場という位置付けにおいては議論をしてないというふうに答弁を頂いておりますので、その点について議論をしていないと、そういう解釈でお伝えをさせていただいております。

以上です。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

6番 辻本さん。

○6番(辻本 勉君) この公民館につきましては、以前から要望が上がっておったと思うんです。橋本市は公民館整備を結構やっていたいて、ほとんどの地区公民館がきれいになりました。そんな観点からいきますと、最

後に残っているのがこの公民館ではないのかなということ、一日も早くいいものを欲しいということと、場所的な問題、城山地区に開館されたときにあそこへできたということで、紀見地区のほうが大変住民も多くなっていますし、新しい開発をしたところもたくさんありますし、ちょっと離れた部分といいですか、中心地にないということで、できるだけ真ん中のほうに欲しいという要望も私も聞いておるんですけども、やはりこれからの地域のことを考えていきますと、この公民館は一日も早く整備をしてやらなくてはならないと思うんですけども、その辺の要望というか、紹介議員は城山地区に住んでおられるので、要望というのはその地域の住民の方々がどういう考え方をしておるのかということとをどのように把握されとるのかなという思いがあります。私たちは一日も早くやってほしいという意見をたくさん聞いておるんですけども、紹介議員の方、これで行きますとかなり工事が遅れてきますので、どういう考え方で遅れてもいいという解釈をされておるのか、その辺ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）14番 小西さん。

○14番（小西政宏君）ありがとうございます。6番議員からご指摘を頂きましたように、住民にとっては一日でも早いこと公民館が建設されると、そういう思いであるというところは私も認識をしております。まず一点、私もそれは全く同じ思いであります。ですから、文教委員会の視察で複合施設を見に行ったりとかもありましたし、所管事務で調査する中で公民館の位置付けはどうなんやというようなところを、今まで個人的には議論をさせていただいてきたつもりであります。

ただ、そういう思いは思いとしてあるんですけども、早く建てたからいいものができるということではないですし、この予算の特

性上は先ほどもお伝えをさせていただきましたように、一度建ててしまうと間違いなく50年は後戻りできないという性質があると私は認識しております。ですから、遅れることによって住民の皆さま方におかれてご批判を頂くということはあるかもしれませんが、未来を見ていったときには、あるとき一度立ち止まってよかったなど、新たにもう一度議論をしていただいていいものができるなと言うていただけることを私は信じたいと、そういう思いで今回提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）紹介議員が言われる地域コミュニティの課題からいきますと、公民館というのはやはり広い地域、広いというか一定の、もともと公民館というのは中学校区に1館という形で造っていつているんで、広い範囲の中でのみんなのコミュニティの場やと。紹介議員が言われとるのは、今後空き教室が出てきたらどうのこうのという話もされとるんですけども、小学校・中学校の空き教室というのがやはりその地域にほんまに密着した中でコミュニティの場として利用すればいいわけであって、公民館というのはまた別の部分、大きな意味での地域コミュニティになってくるんで、これはやっぱり一日も早く他地域と匹敵するようないものを、私は今の紀見公民館だけが遅れていると思うので、やはりあそこを一日も早く造ってやるのがあの地域の、特にあそこは人口密度も高いですし、あの地域の方々のコミュニティ、全体的なコミュニティの場になるんではないかなと思うんですけど、その辺のことについてはどういう考えを持っておられますか。

○議長（土井裕美子君）14番 小西さん。

○14番(小西政宏君)ありがとうございます。

6番議員の市民の皆さんの要望を一日も早く届けたいと、実行したいという思いは非常に伝わります。ありがとうございます。本当にその点については全く同じであります。

ただ、一方で今までの形で行くと、基本原則中学校区に一つの公民館であったというふうに私も認識をしております。ただ、一方で市長の答弁でもありましたように、中学校区に1個というのは非常にコミュニティとして広過ぎるといふところの課題も今直面しているのかなと思うんです。今まで中学校区に1個でやっていっておりますから、これに合わせていくのが普通ちゃうんかという議論も到底分かるんですけども、これから人口は減っていくという橋本市の将来を考えたときには、この枠組み自体も変えていく必要が、どこかの段階で政治決断をする必要があるんじゃないかなと私は思っています。個人的には、様々な議論はしていくところは必要だとは思いますが、それこそ市長とも同じ思いで、小学校区ぐらいに一つぐらいでそういったコミュニティができていけたら、そういうふうにできれば私はいいかなと思っています。

以上です。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。

討論は、原案及び修正案合わせて行います。

それでは、まず原案に賛成の立場で討論する方ありませんか。修正案に反対、原案に賛成の立場の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)次に、原案及び修正案に反対の立場で討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番(阪本久代君)登壇〕

○11番(阪本久代君)議案第13号 令和3年度橋本市一般会計予算に対して、原案及び修正案に反対の立場で討論をいたします。

長引くコロナ禍の中、市民生活を応援する予算が求められていると思います。農業振興のための予算やごみの福祉収集拡大の予算など含まれていますが、市民生活を応援するというより、財政難なので市民に負担を求めるままの予算となっていることから反対をいたします。

○議長(土井裕美子君)次に、修正案に賛成、修正案の部分を除く原案に賛成の立場で討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番(堀内和久君)登壇〕

○15番(堀内和久君)大変ややこしいんですが、修正案に賛成です。そして、修正部分を除く原案、骨格予算に対しては賛成をしております。

まず、討論をさせていただきます。修正部分を除く原案の部分ですが、いつもながら予算委員会等を傍聴もさせていただきましたけども、橋本市の実になるしっかりとした骨格予算であるというふうに、いつもどおりであるという認識は持っております。が、しかし、この修正部分に対してですが、紹介議員の提案理由の説明にもありましたが、やはり対話というか協議していく、区長からの要望があるということも分かるんですけども、一日も早く造っていく公民館ということと、30年、40年、50年先、こういう形でよかったという形の未来が見えているのか否かということに関してはやはりはぐくむ条例もありますし、対話の部分と協議の部分が少し欠けているのではないかという苦渋の決断もございます。

一日も早く地域のコミュニティの場である

仮称紀見地区公民館建設には前向きな気持ちを持っておったんでありますけども、その部分がどうしても、私の世代的な部分も、考え方の方向的な部分も違うのかもしれませんが、早く造るということはもっと早くから動いとかなあかんだということの、今までが遅かったのではないかということも反省も踏まえた上でしっかり協議して、一番最後にできるところは、後から新しい公民館ができるどころ、後から新しい施設ができるところは次々といいものが建って行ってほしいという願いを込めております。したがいまして、公民館に関しての討論とさせていただきます。

次に、旧橋本給食センターの解体の費用についての件でございますが、これも最適化事業債を使うという有利な起債、数年前、当時、私、文教厚生委員会に所属しておりました。そのときの説明でメリットの部分ばかり走って、最適化事業債が、有利な起債があるんでということで行政視察にも行って、その中で米飯がどうか、形の歴史的なものを造るとか、そういった議論は教育委員会、教育長とけんけんがくがくやりました。しかし、これは前を向いた話であって、実になったことであると認識しております。

ただ、しかし、補助金や起債というのは有利な部分もありますけども、それに従ってデメリットの部分、約束事というのが当然ついてくる。教育部長におかれましてはしっかり認識して、歴代の教育部長も、現教育部長もそれに対して汗をかいていただいているという認識はあるんですけども、横の連携を取ったときに、例えば先ほどの質疑の答弁で申し上げますと、起債を借りたときのデメリットの部分、私、財政課に聞きに行ったときは、何らかのペナルティーがあるという回答だけで、つい最近まで8億円程度の50%、つまり4億円のペナルティーがあるであろうという

ことは、最近まで財政課も知らなかったのではないのでしょうか。こういうのは初めてできた補助金、起債であっても、しっかりとこれぐらいのデメリットがついてくる、これぐらいの約束事がついてくるという、市民の公金を預かっているという観点でしっかりやっっていかなければならない。

特に、本市の市長は教育、福祉には惜しみなく財政難の中で使っていただいているというのは認識をさせていただきます。しかしながら、最適化事業債を使った上での新センター、平成30年9月にオープンしております。1年や2年前から、この起債を使おうという議論がありました。そして今日に至って、約5年流れております。その間、今議会でも提案されておりますが、旧の高野口の給食センターについては売却するであろうという方向で進んでおるんですが、こちらの旧橋本給食センターについては、私の調べですと、令和2年の6月ですか、公募を開始しております。売却の公募を開始しています。そこから問合せは1件もなし。そこから今日までどんな努力をしたんでしょうか。そこが僕はまずいと思うんです。

だから、しっかり立てていったことに対して、国に対しての補助金等の約束事を守っていくということ、そして大きな話で言うところちょっときついですけども、特に教育費というのは本当に子どもたちの幸せのために、公的なお金、ハード、いろんなことを今使っていただいております。ご尽力を頂いていることには感謝するんですが、やはりエアコンであったりトイレであったり体育館の水銀灯、たくさんのお金が公金が入っております。この辺の見積りであったりとか、どういった形で数十年後を迎えるのかということをもっと大切に考えて、本気で丁寧に使ってほしい。

こういった意味を込めまして、簡単ではご

ございますけども、修正案に賛成、原案の修正部分以外の原案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

このたび、小西議員、堀内議員から提出されました議案第13号 令和3年度橋本市一般会計予算に対する修正案の内容は、一部修正であります。

したがって、まず修正案を採決いたしますが、修正案が可決された場合は、続いて、修正部分を除く原案について採決を行います。修正案が否決された場合については、原案について採決を行います。

それでは、これより、議案第13号 令和3年度橋本市一般会計予算に対する修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立少数であります。

よって、議案第13号の修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、次に、原案について起立により採決をいたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）それでは、議案第14号 令和3年度橋本市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度として本市では市民の命と健康を守る大切なセーフティーネットです。私たち日本共産党橋本市市民会が行ったアンケート調査でも、市民から、また小規模事業者からも高い国保税、何とかならないかという声があります。市民は自分の命と健康を守るために、保険証は手放せないという思いであります。節約できるものは精いっぱい節約しているのが現状で、必死で納税している方も少なくありません。

市民生活を守る立場から、この会計予算に反対の立場で討論させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 令和3年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

（「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（土井裕美子君）すいません、一括議題の途中でございますので、申し訳ございませんが続けさせていただきます。

続きまして、それでは次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、再開いたします。

討論を終結いたしましたので、それではこれより、議案第15号 令和3年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和3年度橋本市駐車場事業特別会計予算についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和3年度橋本市墓園事業特別会計予算についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和3年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和3年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和3年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）議案第21号 令和3年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、医療を必要とすることの多い75歳以上の高齢者を集めて、医療費がかかればかかるほど保険料が高くなるという高齢者に冷たい制度です。さらに現在、窓口負担を原則1割から2割に上げる法案が審議されています。制度そのものに問題があると考えています。

また、後期高齢者に一番身近な自治体の役割が保険料の徴収という冷たい制度であるだけでなく、橋本市は自治体としてできる集団健診に取り組むことをしない予算となっておりますので、本予算に反対をいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和3年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和3年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）では、行います。

議案第23号 令和3年度橋本市水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

橋本市の水道料金は和歌山県内自治体の中

で比べても非常に高く、市民生活の大きな負担となっています。行政が市民に安心安全な水を安価に供給することは、今ほど求められているときはありません。現在のコロナ禍において家庭における時間も多くなり、トイレの水道水使用量が多くなっています。現に家庭用の昨年度の年間水道水使用量は10万900㎡多くなっています。大滝ダムの負担、水道設備の老朽化に伴う負担があっても、市民に安心安全な水を安価に供給することを求めて反対いたします。どうぞよろしく願います。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）私は議案第23号に賛成の立場で討論させていただきます。

今、反対討論でも言ってくれていましたことは気持ちの部分では理解できます。が、しかし、本議案は橋本市の令和3年度の水道の骨格の当初予算であります。県内の水道料金の橋本市が高い安いということの議論とはまた別の話で、担当課の職員は安価かどうかは分かりませんが、最低限度の努力と安心安全の水を橋本市内に供給してくれておると思います。

したがって、本予算に賛成とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号 令和3年度橋本市水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 令和3年度橋本市下水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 令和3年度橋本市病院事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

この際、11時15分まで休憩をいたします。

（午前10時57分 休憩）